

一般廃棄物とは

廃棄物とは

廃棄物の取扱いについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）で規定されています。廃棄物処理法では、「廃棄物」とは、占有者自ら利用し、また他人に有償売却できないため不要になった固形状又は液状のものをいい、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。

なお、次のものは廃棄物処理法の対象とはなりません。

ア 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの。

イ 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの。

ウ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

一般廃棄物とは

一般廃棄物とは、家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ（事務所・商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみなど）をいいます。

例えば、企業の事務所から出る壊れたパソコンは産業廃棄物、家庭から出た場合は一般廃棄物です。

一般廃棄物は、さらに、「ごみ」と「し尿」に分かれます。

特別管理一般廃棄物

爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれのある一般廃棄物のうち政令で定めるものをいいます。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法で定められた20種類のものをいいます。

特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれのある産業廃棄物をいいます。

